

広島県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西条心療クリニック	東広島市西条西本町二八番三〇号	平成三〇年二月三日
加島薬局	東広島市西条西本町二八番三〇号	平成三〇年二月一日
みなみ薬局	江田島市大柿町柿浦九九一番地三	平成三〇年一月一日
ひらもと薬局海田店	安芸郡海田町稻荷町七番一五号	平成三〇年二月一日